

『こどもみらい住宅支援事業』

事業の目的・概要

子育て世帯または若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯または若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

補助対象/補助額

令和3年11月26日以降に工事請負契約または売買契約を締結し、事業者登録後に着工するもの。

(1) 注文住宅の新築 (2) 新築分譲住宅の購入

- ・子育て世帯：令和3年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯
- ・若者夫婦世帯：申請時において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯

対象住宅	補助額
① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented ・強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの	100万円/戸
② 高い省エネ性能等を有する住宅 (a、b、cのいずれかの性能を有する住宅) a) 認定長期優良住宅 b) 認定低炭素住宅 c) 性能向上計画認定住宅	80万円/戸
③ 一定の省エネ性能を有する住宅 ・断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅	60万円/戸

※ 対象となる住宅の延べ面積：50㎡以上

(3) リフォーム

- ・世帯は問わないが、世帯の属性によって、1戸あたりの上限補助額が異なる

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯または若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2し、リフォームを行う場合 ※3	60万円
	上記以外のリフォームを行う場合 ※4	45万円
その他の世帯 ※5	安心R住宅を購入※1※2し、リフォームを行う場合 ※3	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合	30万円

※1 売買契約額が100万円（税込）以上であること。

※2 令和3年11月26日以降に売買契約を締結したものに限定。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

※5 法人、管理組合を含む

対象工事等	補助額		
① 開口部の断熱改修	ガラス交換	0.2~0.8万/枚	
	内窓設備・外窓交換	1.4~2.1万/箇所	
	ドア交換	2.8、3.2万/箇所	
② 外壁、屋根、天井、床の断熱改修	外壁	10.2(5.1万)/戸	
	屋根・天井	3.6(1.8万)/戸	
	床	6.1(3.0万)/戸	
③ エコ住宅設備	太陽熱利用システム	2.4万/戸	
	節水型トイレ	掃除しやすい機能有	1.9万/台
		それ以外	1.7万/台
	高断熱浴槽	2.4万/戸	
	高効率給湯機	2.4万/戸	
節湯水栓	0.5万/戸		

対象工事等	補助額		
④ 子育て対応改修	ビルトイン食器洗機	1.9万/戸	
	掃除しやすいレンジフード	1.0万/戸 ※6	
	ビルトイン自動調理対応コンロ	1.3万/戸 ※6	
	浴室乾燥機	浴室乾燥機	2.0万/戸
		宅配ボックス	住戸専用 1.0万/戸 共有の場合 1.0万/ボックス
	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換	1.7~2.9万/箇所
		ドア交換	3.1、4.3万/箇所
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換	0.2~0.8万/箇所
		内窓設置・外窓交換	1.4~2.1万/箇所
	ドア交換	2.8、3.2万/箇所	
キッチンセットの交換に伴う対面化改修	8.6万/戸		
⑤ 耐震改修	15万/戸		
⑥ バリアフリー改修	手すりの設置	0.5万/戸	
	段差解消	0.6万/戸	
	廊下幅等の拡張	2.8万/戸	
	ホームエレベーターの新設	15万/戸	
	衝撃緩和畳の設置	1.7万/台	
⑦ 空気洗浄・換気機能付エアコン設置	3.6KW以上	2.4万/戸	
	2.4KW以上~2.8KW以下	2.2万/戸	
	2.2KW以下	1.9万/台	
⑧ リフォーム瑕疵保険への加入	0.7万/戸		

※ ①~③のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とし、1申請あたり①~③の合計補助額が5万円未満の場合は申請不可

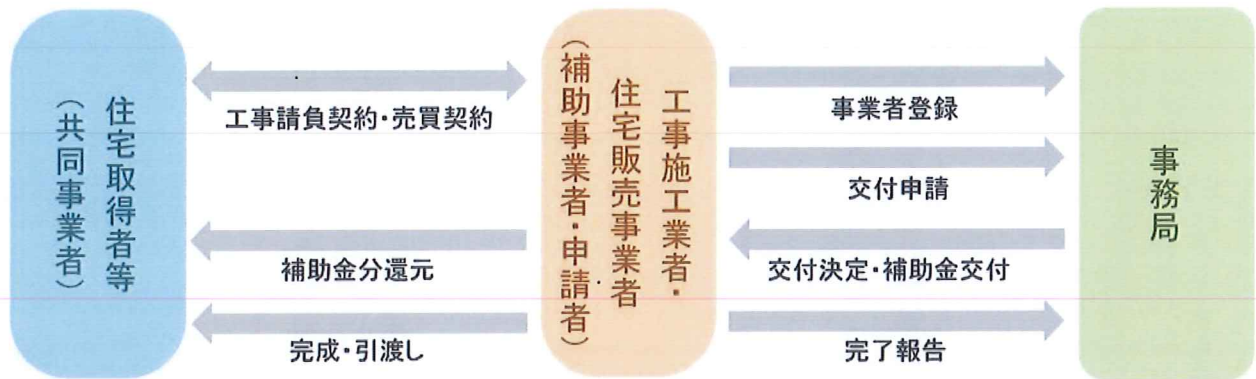
※ ①~③のいずれかが必須

※6 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

申請方法等

- 新築住宅の工事施工業者または販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工業者が、新築住宅の建築主または購入者、およびリフォーム工事の発注者の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けます。

【申請フロー図】



補助事業タイプ	補助事業者 (申請者)	共同事業者
(1) 注文住宅の新築	施工業者 (工事請負業者)	建築主
(2) 新築分譲住宅の購入	販売事業者 (販売代理店を含む)	購入者
(3) リフォーム工事	施工業者 (工事請負業者)	工事発注者

- 事業者登録期間：令和4年1月11日～遅くとも令和4年9月30日 (予定)
- 交付申請期間：令和4年3月頃～遅くとも令和4年10月31日 (予定)

申請時期 (工事の出来高)		
(1) 注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	①基礎工事の完了 (杭基礎の場合は杭工事の完了) ②建物価額×工事出来高 (〇%) ≥戸当たり補助額 ×住戸数 ※2
(2) 新築分譲住宅の購入		
(3) リフォーム	全ての工事の完了後	

※ (1)(2)のいずれの場合も①②のどちらかを満たしている場合に、補助額以上の工事が完了しているとみなします。

※1 省エネ性能等に応じて60～100万円

※2 戸建住宅：1戸、共同住宅：当該住宅の全住戸数 (申請しない住戸を含む)

●完了報告

戸建住宅：令和5年5月31日
 共同住宅等で回数が10以下：令和6年2月15日
 共同住宅等で回数が11以上：令和6年12月31日



●補助金の還元

補助金交付を受けた補助金事業者は補助金を住宅取得者に対して全額還元する必要があります。
 還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づく。

●提出書類等：国交省発行の説明資料を参照

問い合わせ先

【こどもみらい住宅支援事業 お問い合わせ窓口】

電話番号：03-6732-8830

受付時間：9:00～17:00 (土、日、祝日を含む)

※国交省ホームページ

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

※説明動画

[住宅：こどもみらい住宅支援事業について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/)